

川崎市消防局訓令第 1 2 号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防通信規程の一部を改正する訓令

川崎市消防通信規程（平成 1 5 年消防局訓令第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「担当課長（警防統制担当）等」を「担当課長（警防統括担当）等」に改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第4(第35条関係)

周波数指定区分表

無線局の種別	常置場所	指定区分	指定区分の内訳			チャンネル	備考
固定局	消防局		多重				対向(市役所本庁舎)
	対向(川崎病院)						
	梶ヶ谷		対向(西生田)				
			対向(川崎病院)				
	対向(井田病院)						
	西生田		多重				対向(市役所本庁舎)
							対向(梶ヶ谷)
	対向(多摩区役所)						
	川崎病院		多重 市役所本庁舎～消防局は ヘリコプターテレビ電送 システム映像電送含む				対向(消防局)
							対向(梶ヶ谷)
市役所本庁舎	対向(消防局)						
	対向(西生田)						
井田病院	対向(梶ヶ谷)						
	多摩区役所	対向(西生田)					
基地局		消防局 梶ヶ谷 西生田	固定系	活動波	消防系	南部波 FH基地局	臨港、川崎、幸消防署管内用
	南部波 FL移動局						
	中部波 FH基地局					中原、高津、宮前消防署管内用	
	中部波 FL移動局						
	北部波 FH基地局					多摩、麻生消防署管内用	
	北部波 FL移動局						
	市内共通波1 FH基地局					災害多発時用 南中北部波の補助用	
	市内共通波1 FL移動局						
	市内共通波2 FH基地局					災害多発時用	
	市内共通波2 FL移動局						
	救急系		南部波 FH基地局	臨港、川崎、幸消防署管内用 常送、自動チャンネル切替運用			
			南部波 FL移動局				
			中部波 FH基地局	中原、高津、宮前消防署管内用 常送、自動チャンネル切替運用			
			中部波 FL移動局				
			北部波 FH基地局	多摩、麻生消防署管内用 常送、自動チャンネル切替運用			
			北部波 FL移動局				
	共通波		主運用波6 FH基地局	神奈川県内用			
			主運用波6 FL移動局				
			統制波1 FH基地局	全国内用			
			統制波1 FL移動局				
			統制波2 FH基地局				
			統制波2 FL移動局				

基地局	消防局、梶ヶ谷、西生田	固定系	共通波		統制波3 FH基地局		全国内用
	川崎マリエン		活動波	消防系	統制波3 FL移動局		災害多発時用 南中北部波の補助用
					市内共通波1 FH基地局		災害多発時用
					市内共通波1 FL移動局		
					市内共通波2 FH基地局		浮島、人工島、海はたる
					市内共通波2 FL移動局		
	東京湾アクアライン		共通波		統制波1 FH基地局		浮島、人工島1、人工島2、海はたる
署活動波			関東共通波				
消防局	防災相互波				防災関係機関通信用		
携帯基地局	消防局		共通波		主運用波6 FH基地局		神奈川県内用
					主運用波6 FL移動局		
					統制波1 FH基地局		
					統制波1 FL移動局		
					統制波2 FH基地局		
		統制波2 FL移動局					
		統制波3 FH基地局					
		統制波3 FL移動局					
陸上移動局 携帯局	消防局 各署所 航空隊	デジタル 移動通信系	活動波	南部波 FH基地局	臨港、川崎、幸消防署管内用		
				南部波 FL移動局			
				中部波 FH基地局			
				中部波 FL移動局			
				北部波 FH基地局			
				北部波 FL移動局			
				市内共通波1 FH基地局			
				市内共通波1 FL移動局			
				市内共通波2 FH基地局			
				市内共通波2 FL移動局			
				救急系		南部波 FH基地局	災害多発時用 南中北部波の補助用
						南部波 FL移動局	
						中部波 FH基地局	
						中部波 FL移動局	
		北部波 FH基地局					
		北部波 FL移動局					
		主運用波1 FH基地局					
		主運用波1 FL移動局					
		共通波	主運用波2 FH基地局	災害多発時用			
			主運用波2 FL移動局				
			主運用波3 FH基地局				
			主運用波3 FL移動局				
広域応援又は救援時用							

陸上移動局 携帯局	消防局 各署所 航空隊	デジタル 移動通信系	共通波			主運用波4 FH基地局		広域応援又は救援時用						
						主運用波4 FL移動局								
						主運用波5 FH基地局								
						主運用波5 FL移動局								
						主運用波6 FH基地局								
						主運用波6 FL移動局								
						主運用波7 FH基地局								
						主運用波7 FL移動局								
						統制波1 FH基地局								
						統制波1 FL移動局								
						統制波2 FH基地局								
						統制波2 FL移動局								
						統制波3 FH基地局								
						統制波3 FL移動局								
陸上移動局	消防局 各署所	アナログ 移動通信系	署活動波			臨港署管内波	1ch	消防署管内活動用						
						川崎署管内波	2ch							
						幸署管内波	3ch							
						中原署管内波	4ch							
						高津署管内波	5ch							
						宮前署管内波	6ch							
						多摩署管内波	7ch							
						麻生署管内波	8ch							
						関東共通波	9ch							
						情報専用波	10ch							
						救助専用波	11ch							
						防災相互波	12ch							
						航空局	消防局 航空隊		その他	そよかぜ1 そよかぜ2 消防局指令センター				川崎市内及び東京ヘリポート内用
														広域応援用
航空機局	航空隊	そよかぜ1 そよかぜ2				全国一円用 他713波								
						ヘリコプター テレビ 電送システム	機上設備	映像		A ch	広域応援用 (周辺:横浜市、山梨県)			
B ch	広域応援用 (周辺:東京都)													
C ch	川崎市消防局用 (周辺:埼玉県、静岡県)													
D ch	広域応援用 (周辺:神奈川県、千葉県)													
機上設備 地上設備	音声	A ch	広域応援用 (周辺:横浜市、山梨県)											
		B ch	広域応援用 (周辺:東京都)											
		C ch	川崎市消防局用 (周辺:埼玉県、静岡県)											
		D ch	広域応援用 (周辺:神奈川県、千葉県)											
船舶局	臨港消防署 千鳥町出張所	消防艇				平水区域用								
登録局	川崎マリエン	無線アクセスシステム				対向(市役所本庁舎) 移動局登録								
	市役所本庁舎					対向(川崎マリエン) 基地局登録								
	消防局	ヘリコプターテレビ電送システム映像電送				対向(市役所本庁舎) 移動局登録								
	市役所本庁舎					対向(消防局) 基地局登録								

※ 割当周波数については別途定める。

別表第 5 第三次統制の項統制の条件の欄中「（南海トラフ地震の警戒宣言が発令されたときを含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。